

議員提出議案第14号

八王子市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例設定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び八王子市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年(2025年)3月27日

提出者	八王子市議会議員	西 室 真 希
賛成者	八王子市議会議員	古 里 幸 太 郎
	同	九 鬼 と も み
	同	立 川 寛 之
	同	金 子 亜 希 子
	同	小 林 秀 司
	同	市 川 克 宏
	同	吉 本 孝 良
	同	久 保 井 博 美
	同	五 間 浩
	同	小 林 裕 恵
	同	石 井 宏 和

八王子市議会議長
鈴 木 玲 央 殿

八王子市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

八王子市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１３年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

（一部抜粋）

新	旧																												
第１条～第１６条（略）	第１条～第１６条（略）																												
別表（第７条関係）	別表（第７条関係）																												
<table> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>調査活動費</td><td>会派が行う日常的な調査研究、<u>管外及び国外への視察その他の活動</u>に要する経費</td></tr> <tr> <td>研修費</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>資料作成費</td><td>会派が行う調査研究<u>その他の</u>活動に必要な資料の作成に要する経費</td></tr> <tr> <td>資料購入費</td><td>会派が行う調査研究<u>その他の</u>活動のために必要な資料の購入に要する経費</td></tr> <tr> <td>人件費</td><td>会派が行う調査研究<u>その他の</u>活動を補助する職員を雇用する経費</td></tr> <tr> <td>事務費</td><td>会派が行う調査研究<u>その他の</u>活動に必要な文具、消耗器材等の購入及び通信に要する経費</td></tr> </table>	項目	内容	調査活動費	会派が行う日常的な調査研究、 <u>管外及び国外への視察その他の活動</u> に要する経費	研修費	（略）	資料作成費	会派が行う調査研究 <u>その他の</u> 活動に必要な資料の作成に要する経費	資料購入費	会派が行う調査研究 <u>その他の</u> 活動のために必要な資料の購入に要する経費	人件費	会派が行う調査研究 <u>その他の</u> 活動を補助する職員を雇用する経費	事務費	会派が行う調査研究 <u>その他の</u> 活動に必要な文具、消耗器材等の購入及び通信に要する経費	<table> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>調査活動費</td><td>会派が行う日常的な調査研究<u>活動並びに</u>管外及び国外への視察に要する経費</td></tr> <tr> <td>研修費</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>資料作成費</td><td>会派が行う調査研究活動に必要な資料の作成に要する経費</td></tr> <tr> <td>資料購入費</td><td>会派が行う調査研究活動のために必要な資料の購入に要する経費</td></tr> <tr> <td>人件費</td><td>会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費</td></tr> <tr> <td>事務費</td><td>会派が行う調査研究活動に必要な文具、消耗器材等の購入及び通信に要する経費</td></tr> </table>	項目	内容	調査活動費	会派が行う日常的な調査研究 <u>活動並びに</u> 管外及び国外への視察に要する経費	研修費	（略）	資料作成費	会派が行う調査研究活動に必要な資料の作成に要する経費	資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の購入に要する経費	人件費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費	事務費	会派が行う調査研究活動に必要な文具、消耗器材等の購入及び通信に要する経費
項目	内容																												
調査活動費	会派が行う日常的な調査研究、 <u>管外及び国外への視察その他の活動</u> に要する経費																												
研修費	（略）																												
資料作成費	会派が行う調査研究 <u>その他の</u> 活動に必要な資料の作成に要する経費																												
資料購入費	会派が行う調査研究 <u>その他の</u> 活動のために必要な資料の購入に要する経費																												
人件費	会派が行う調査研究 <u>その他の</u> 活動を補助する職員を雇用する経費																												
事務費	会派が行う調査研究 <u>その他の</u> 活動に必要な文具、消耗器材等の購入及び通信に要する経費																												
項目	内容																												
調査活動費	会派が行う日常的な調査研究 <u>活動並びに</u> 管外及び国外への視察に要する経費																												
研修費	（略）																												
資料作成費	会派が行う調査研究活動に必要な資料の作成に要する経費																												
資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の購入に要する経費																												
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費																												
事務費	会派が行う調査研究活動に必要な文具、消耗器材等の購入及び通信に要する経費																												

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

政務活動費については、平成 24 年 9 月 5 日に公布された地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）において、「政務調査費」であった名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。

八王子市議会では、法改正後も政務活動費を充てることができる経費については、「交渉会派の調査研究」を基本とし、経費の範囲を広げることなく、八王子市議会政務活動費の交付に関する条例により定めていた。

しかし、議会構成の変化や新たな経費等の増加により、地方自治法が規定するその他の活動部分との切り分けが困難となっている現状や議員の活発な政務活動を制限することは避けるべきとの考え方から、八王子市議会政務活動費の交付に関する条例の一部の改正を提案する。